

2025年 10月 30日

こども家庭局 中山 さつき 殿
福祉局 八乙女 悦範 殿

神戸市職員労働組合 民生支部
人見佐智子

民生支部要求書 2025

市民生活の安定と福祉の推進を図るために勤務労働環境の改善、福祉制度、福祉施策の一層の充実をお願いしたい。

- 1、市民の権利保障のため、年度通じてすべての正規、任期付、会計年度任用職員等の人員配置は、欠員がないように、当局が責任をもって雇用すること。特に休職者の重複する職場には、正規代替を配置すること
- 2、誰もが働きやすい職場環境の整備のため、執務スペースの拡大、休憩室等の改善に努めること。職場での対職員暴力、不当要求、ハラスメントなどに対しては、毅然とした組織的対応をし、職員が安心して職務に専念できる環境をつくること
- 3、本庁職場では、正規職員や福祉専門職、及びシステムに精通した職員が不足しています。過密労働や恒常的な時間外勤務を改善し、人員配置や、業務の見直しをすること
- 4、保育所については、児童福祉法第24条1項の「市町村による保育実施義務」を遵守すること
 - ① 今ある公立保育所は、公立で存続させること
 - ② 国の3歳児、4・5歳児の配置基準改正を正規職員の増員で、早急に完全実施すること。幼児クラスは複数担任にすること。0, 1, 2歳児についても基準の見直しをすること
 - ③ 恒常化した枠拡大は定員化し、正規保育士で対応すること。住民のニーズがある枠拡大縮小、受け入れ人数の縮小を行わないこと
 - ④ すこやか保育は認定制度の見直しを職場の実態に合わせて再検討すること。対象児の保育時間に合わせて安全に保育できる大員配置をおこなうこと
 - ⑤ 全保育所に、子育て支援担当保育士を正規配置し、地域子育て支援の体制充実を図ること
- 5、児童発達支援センターが担っている、訪問支援や地域支援の継続、拡大、充実のために、人員を増員すること
- 6、こども家庭センターは、国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づいて体制や専門性を計画的に強化するため、業務に精通した人材育成を行えるよう大幅な人員増を図ること
 - ① 一時保護所はすべての時間帯において、国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の基準を満たす職員配置をすること。特に夜間体制を強化すること。異動については、十分な配慮をすること
 - ② 発達相談の体制強化を図り、相談待ちの期間をなくすこと
 - ③ 支援系の夜間対应当番業務の改善を行うこと
- 7、若葉学園については、求められる専門的対応が可能な体制を確保すること
- 8、更生センターについては、公立での運営を堅持すること。運営等を見直す際には職場の意見を十分きいて対応を図ること
- 9、会計年度任用職員 育児休業等代替任期付任用職員、再任用職員の処遇改善を行うこと

以上